

人権週間広報等業務委託仕様書

1 事業の目的

すべての人が、互いの人権を尊重し、相互に共存し得る、平和で豊かな社会を実現するためには、様々な人権問題への関心を高め、理解を深めることが重要である。

このため、令和7年12月4日から10日までの「人権週間」を中心として、多様な媒体を活用した啓発を効果的かつ集中的に実施することにより、県民の人権意識の高揚を図る。

2 業務内容

広く県民を対象として、身近な人権問題について気づき、理解を深めるための啓発広報事業を企画実施する。

(1) 対象者 一般県民

(2) 実施内容

活用する媒体は次のとおりとし、その他本件仕様書に記載のない事項、業務の実施にあたっては、愛知県（以下「県」という。）と協議するものとする。

なお、仕様の詳細は別紙のとおりとする。

ア 人権啓発ポスターの制作、配付及び掲示

イ 交通広告の制作及び掲出

ウ Webサイトの制作及び管理

エ インターネット広告の制作及び掲載

オ 追加提案（事業の趣旨・目的に合致し、効果的と認められる事業）

3 業務完了届について

受託事業者は、全ての委託業務が完了したときは、業務完了届に事業の成果等を記載し、成果物を添えて遅滞なく県に提出しなければならない。

4 その他

(1) この業務に係る成果物の著作権は、委託業務完了の日をもって県に無償で譲渡するものとし、掲出物等のデータを県に無償提供すること。

(2) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託事業者は誠意をもって対応し解決すること。

(3) 本件に関して、疑義が生じた場合及び本件仕様書に記載のない事項等については、県と協議すること。